

郡山市制施行100周年記念事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市制施行100周年記念事業の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「郡山市制施行100周年記念事業」とは、郡山市制施行100周年を記念する旨を事業の名称に冠して実施するものをいう。

(事業の名称に冠する表示)

第3条 事業の名称に冠する表示（以下「事業表示」という。）は、郡山市制施行100周年記念とする。

(申請)

第4条 郡山市制施行100周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を明記した申請書を市長に提出し、承認（以下「事業承認」という。）を受けなければならない。ただし、市（市の機関を含む。）が主催、共催又は後援する事業その他市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業名
- (2) 事業目的
- (3) 事業内容
- (4) 実施場所
- (5) 実施期間
- (6) 入場料等参加者から費用を徴収する場合は、その金額

2 市長は、必要があると認めるときは、申請者から記念事業に関する資料の提出を求めることができる。

(承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請の内容を審査の上、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業承認に条件を付すことができる。

(事業承認の基準)

第6条 事業承認は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に市内で実施される事業で、当該事業が別に定める郡山市制施行100周年記念事業実施方針に合致する場合に行う。ただし、次のいずれかに該当するときは、事業承認を行わないものとする。

- (1) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

- (3) 特定の個人、政治団体若しくは宗教団体を支援又は反対することを目的とするおそれのあるとき。
- (4) 事業表示を自己の商標、意匠又は著作物に相当するものとして、独占的に使用するおそれのあるとき。
- (5) 暴力団と関係し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(承認の期間)

第7条 事業承認の期間は、原則として事業承認を受けた日から事業の終了日又は令和6年12月31日のいずれか早い日までとする。

(使用料)

第8条 事業表示の使用料は、無料とする。

(変更申請等)

第9条 事業承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を明記した事業内容変更承認申請書を遅滞なく市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。この場合において、事業変更承認の決定には、必要な条件を付することができる。

- (1) 変更する内容
- (2) 変更する理由
- (3) 変更による影響

2 市長は、前項の事業内容変更承認申請書を受理した場合には、第5条の規定を準用する。

3 事業者は、記念事業を中止する場合は、その理由を付して遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(承認の取消等)

第10条 市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、事業承認を取消し、又は事業承認に係る物品等（以下「事業物品等」という。）の使用を中止させることができる。

- (1) 事業承認又は変更の承認の際に付した条件に反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することになったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により事業承認又は変更の承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により事業承認を取消し、又は事業物品等の使用を中止させるときは、その理由を付して事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定により事業承認を取り消され、又は事業物品等の使用を中止させられた者（以下「取消者等」という。）は、記念事業の名称及び事業物品等を使用してはならない。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、取消者等に対し、事業物品等の回収を求めることができる。
- 5 第1項の規定による取消し若しくは中止又は前項の規定による事業物品等の回収に伴い発生する費用は、取消者等が負担しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、記念事業の終了後、実施状況を明記した実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

(ロゴマーク等の使用)

第12条 事業者は、事業承認を受けたときは、郡山市制施行100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱（令和5年6月14日制定）第4条の規定による承認を受けたものとし、郡山市制施行100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用することができる。

(庶務)

第13条 郡山市制施行100周年記念事業の取扱いに関する庶務は、政策開発部政策開発課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、郡山市制施行100周年記念事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。